

資料 4

大津湖南都市計画 教育文化施設について

(資料内訳)

- ・大津湖南都市計画教育文化施設の計画決定について（素案）
- ・上位計画・関連計画整合について
- ・総括図 1／20,000
- ・計画図 1／2,500
- ・計画書、理由書
- ・教育文化施設の決定に係る経緯及び今後の予定

令和 6 年度第 2 回野洲市都市計画審議会
(令和 6 年 10 月 3 日開催)

MEMO

大津湖南都市計画教育文化施設の計画決定について（素案）

1. 方針

文化施設集約化の方針に基づき、野洲文化ホールに機能を集約し、大津湖南都市計画教育文化施設として位置付ける。

施設名称：野洲文化ホール

所在地：野洲市小篠原2142番地

敷地面積：約7,000m²

立地の用途地域：商業系

2. 目的

野洲市における文化施設は、平成16年の野洲町及び中主町の合併による市政施行以前から旧町単位で3施設が点在しており、平成31年3月に策定した「野洲市公共施設のあり方」において、これら3施設を集約する方向を決定した。

これを受け、令和5年度に市議会都市基盤整備特別委員会および市民懇談会を経た上で、市街化区域内に存在し、JR野洲駅という公共共通機関の結節点に隣接していることから利便性が高く市民の誘導、集客に極めて有利であること、施設座席数等から市内大規模イベントの継続性が確保できること、市民からの施設存続の要望が極めて強いこと等から、野洲文化ホールに機能を集約することを決定した。

なお、他の2施設（文化小劇場およびさざなみホール）は施設を閉館した後に解体・除却することとしている。

しかしながら、野洲文化ホールは、築40年が経過し老朽化が著しい状態であることに加え、集約化による機能の充実、バリアフリー化や最新の舞台・照明・音声等の設備更新等の今後多くの市民が文化芸術に親しみ、快適に利用いただくために大規模改修が必要となっている。

これらのことから、当施設を本市の文化・芸術振興の拠点として、大津湖南都市計画教育文化施設に定めるために都市計画決定を行う。

3. 文化施設の役割

文化施設は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、個人の年齢、性別、個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての市民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能し、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

4. 文化施設の配置・規模等

「2. 目的」に記載の通り、現在市内には3施設の文化施設が現存しているが、「野洲市公共施設のあり方」における集約の方向性、市議会都市基盤整備特別委員会および市民懇談会での検討や意見集約を踏まえて、中心拠点であるJR野洲駅近接地にある「野洲文化ホール」に集約し、他2施設は廃止する。

規模については、おおよそ大ホール・小ホールの現状規模以内とし、バリアフリー化、各種設備の更新等を行い、機能充実を図る。

5. 都市施設としての相当性

◎都市施設としての相当性考察

「教育文化施設」として法律上の定義がなく、どこまでが都市施設たり得るかについて、施設種別ごとに明確な境界線を引くことは難しいものの、

①類似施設の文部科学省の調査上の区分や位置付け

〔「文教施設」 ⊂ 「文化施設」 ≈ 「劇場、音楽堂等」
「文教施設」 ⊂ 「社会教育施設」 ⊂ 「劇場、音楽堂等」 ⊂ 「文化会館」〕

②都市計画法の運用Q&A

③都市計画現況調査から見る、他の都市の都市計画決定状況

以上①～③のことを総合的に勘案して、「野洲文化ホール」は都市施設たり得る施設であると考える。また、都市計画運用指針に記載される「教育文化施設、社会福祉施設の都市計画の考え方」に基づき、都市計画決定を行うことは問題のないものと考える。

○教育文化施設とは

- ・「教育文化施設」として法律上に定義はない。
- ・類似のもので「文教施設」「社会教育施設」「文化施設」等が使われている。

■文教施設

- ・法律上定義なし。
- ・文部科学省「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」において、『文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設）』とされている。
- ・総務省自治行政局「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」調査要領において『県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等』が調査対象。

■社会教育施設

- ・法律上定義なし。
- ・文部科学省「社会教育調査」では、社会教育関係施設として、『公民館、図書館、博物館関係施設（博物館、博物館類似施設）、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設（社済体育施設、民間体育施設）、劇場・音楽堂等、生涯学習センター』として区分されている。

■文化施設

- ・法律上定義なし。
- ・調査によりその範囲は異なるものの、狭義では『劇場、音楽堂等』を指す。

■劇場、音楽堂等

- ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条では、『この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（※風営法の除外規定記載省略）をいう。』としている。
- ・文部科学省「社会教育調査」では、『地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの』が調査対象。

※他方、野洲文化ホール（旧野洲町中央公民館）は「興行場法」における「興行場」としての許可を得ている。なお、ここでいう「興行場」とは、「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設」と定義されている。

○教育文化施設の具体的内容

<都市計画法の運用 Q&A>

その他の教育文化施設	博物館、美術館、会議場、展示場、公民館、給食センター、体育館、職業訓練施設
------------	---------------------------------------

<都市計画現況調査（R5.3.31 時点）>

- ・全国21都市において、36箇所で都市計画決定されている。
- ・文化会館等10箇所、交流施設等5箇所の他、体育施設、研究関連施設等が計画決定されている。
- ・滋賀県内では、東近江市の「八日市文化会館」が都市計画決定されている。

<大津湖南都市計画区域マスタープラン>

3－2 都市施設の整備に関する方針 (3) その他の都市施設の整備の方針 ②教育文化施設 イ) 文化施設 <u>文化芸術会館等のホール施設、文化財等の展示保管施設等の整備を促進する</u> ほか、市立図書館の整備充実に努める。

○都市計画運用指針での記載

IV-2-2 都市施設

II) 施設別の事項 E. 教育文化施設、社会福祉施設

1. 教育文化施設、社会福祉施設の都市計画の考え方

都市生活にとって必要不可欠なサービスである、教育文化、医療、社会福祉の各施設の計画的配置及びその整備は極めて重要であり、必要に応じてこれら都市施設を都市計画に定めることが望ましい。とりわけ、都市全体あるいは地域にとって必要性又は公益性が高い施設、あるいは、地方公共団体等から支援を行うもの等については、積極的に都市計画決定することが考えられる。

これら都市施設は、主として民間が整備することが想定されるが、整備主体が民間であることだけをもって、その必要性や公益性が低いと観念されるべきではない。これら都市施設に係る必要性や公益性は、都市全体の施設配置やサービス需給の観点から検討がなされ、これを踏まえて必要に応じて都市計画決定されることが望ましい。

さらに、市町村が立地適正化計画を策定しており、これらの都市施設が都市機能誘導区域内において都市計画決定されている場合には、当該都市施設を誘導施設として定め、誘導措置を講じることが望ましい。

⇒立地適正化計画に誘導施設として定めている。市内3施設の集約化検討をすすめ、都市機能誘導区域内に位置する施設に集約することが決まっている。

また、即地的に施設の位置を定めることが困難である場合においては、マスタープランに位置付けることも考えられる。

これら施設の位置及び区域の検討に際しては、徒歩及び公共交通によるアクセスを重視するとともに、関連する機能の複合整備及び周辺との一体的な整備をあわせて検討することが、効果的・効率的な整備及び持続的な運営の観点で重要である。

⇒市内最大の交通結節点であるJR野洲駅近接地であり、「野洲駅南口周辺整備構想」の対象区域内施設として、一体的な整備をすすめていく。

なお、仮に民間事業者による当該施設の運営が困難となった場合は、当該施設の必要性及び持続可能性の変化を確認した上で、必要に応じて代替サービスの提供や当該施設を含む都市計画の変更を検討すべきである。

6. 上位計画、関連計画等

- ①大津湖南都市計画区域マスタープラン
- ②野洲市総合計画
- ③野洲市都市計画マスタープラン
- ④野洲市立地適正化計画
- ⑤野洲市公共施設等総合管理計画
- ⑥文化施設集約化方針（都市基盤整備特別委員会資料）
- ⑦野洲駅南口周辺整備構想

上位計画・関連計画整合について

1. 大津湖南都市計画区域マスターplan

3-2 都市施設の整備に関する方針

(3) その他の都市施設の整備の方針

②教育文化施設

イ) 文化施設

文化芸術会館等のホール施設、文化財等の展示保管施設等の整備を促進するほか、市立図書館の整備充実に努める。

2. 野洲市総合計画

分野1 子育て・教育・人権

施策4 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進

取組方針③ 文化芸術の振興

主な取組 美術展覧会や文化芸術祭等の文化・芸術活動の支援、舞台芸術の鑑賞機会の充実

3. 野洲市都市計画マスターplan

第3章 全体構想

5. 都市整備方針

(3) 市街地整備に関する方針

都市拠点

JR 野洲駅周辺地区

● JR 野洲駅周辺は、行政、教育文化、商業、医療、子育て及び居住機能の配置や土地の高度利用を図るための適切な誘導と整備手法の検討を行います。

(7) その他都市施設等に関する方針

基本的な考え方

● 既存の公共施設について、「野洲市公共施設等総合管理計画」に基づく、保全・更新に努めるほか、集約・複合化などによる施設の再編を進めます。

教育文化施設、子育て支援施設

● 文化施設（文化ホール等）は、「野洲市公共施設等総合管理計画」に基づく集約化の検討を進めます。

上位計画・関連計画整合について

4. 野洲市立地適正化計画

第5章 都市機能誘導区域

3. 誘導施設の設定

3) 誘導施設の設定

(3) 誘導施設

表 5.5 誘導施設

都市機能分類		中心拠点	地域拠点
医療機能	病院	●	●
	診療所	○	○
行政機能	行政施設		—
子育て機能	子育て支援施設	●	●
	教育文化機能	●	—
商業機能	文化施設（文化ホール）	●	—
	図書館（分館等を含む）	●	●
大規模小売店舗		●	●

● : 魅力創出施設、○ : 都市機能維持施設、— : 該当しない項目

※誘導施設の定義

教育文化機能 文化施設（文化ホール）

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設

5. 野洲市公共施設等総合管理計画

第5章 公共施設等の整備方針

1. 公共施設

(1) 個別施設の整備方針

ア 事業・サービスを集約・複合化する施設

○文化施設（野洲文化ホール、野洲文化小劇場、さざなみホール）

設置目的	・市民の文化の向上と芸術の振興を図る施設
施設の概要	・野洲文化ホールは築39年、さざなみホールは築30年を経過しているものの、これまで計画的大規模修繕・改修が行われておらず、設備等の老朽化が進んでいる。
整備方針	【集約化】 ・合併により重複しているホール機能について、効率的な運用を図るために集約化を行う。

上位計画・関連計画整合について

6. 文化施設再編資料（都市基盤整備特別委員会資料）

(6) 結論（集約化方針案）

- アンケートを含む市民の意見、庁内での考察並びに調査の結果から、集約先はシライシアター野洲（野洲文化ホール）が適当であると結論付ける。
- ただし、現在のシライシアター野洲は老朽化が著しいため、大規模改修又は建替えの対応が必要となる。
- しかしながら、建替えはコストが高額過ぎるため、大規模改修若しくは小規模な改修のいずれかが現実的な選択肢となる。
- 具体的な改修内容等については、今後、基本計画等を策定する中で検討を進めていく。
- 集約される2施設については、早期に解体することとする。

施設名	シライシアター野洲（野洲文化ホール）	文化小劇場	さざなみホール
外観			
築年数	40年	33年	31年
座席数	大ホール 1,003席 小ホール 100席	300席	495席 (会議室・研修室もあり)
年間収支*	▲4,990万円	▲1,338万円	▲2,515万円
利用率*	53%	61%	35%
R8年度までの修繕費用見込み	10億5,464万円	2億9,997万円	5億3,587万円
主な課題	バリアフリー未対応 舞台照明装置の更新が必要 舞台音響装置の更新が必要 客席吊天井は既存不適格 雨漏り多数あり 座席が狭小	バリアフリー未対応 舞台照明装置の更新が必要 客席吊天井は既存不適格 舞台機能が不十分	舞台照明装置の更新が必要 舞台音響装置の更新が必要 空調設備の更新が必要 雨漏り多数あり 地下からの浸水あり 客席吊天井は既存不適格 交通アクセスに難あり

「シライシアター野洲」は、元となる資料の調製当時（R5年度）のネーミングライツパートナーシップ契約による愛称。R6年度からは、正式名称である「野洲文化ホール」を使用。

上位計画・関連計画整合について

7. 野洲駅南口周辺整備構想《抜粋+変更確認資料 R5.3.14 検討委員会》

1 はじめに

(3) 構想の対象区域

本構想の対象区域は、野洲駅南口駅前広場に隣接して広がる約 32,000 m²の市有地を対象とします。



4 野洲駅南口周辺整備の基本的な考え方

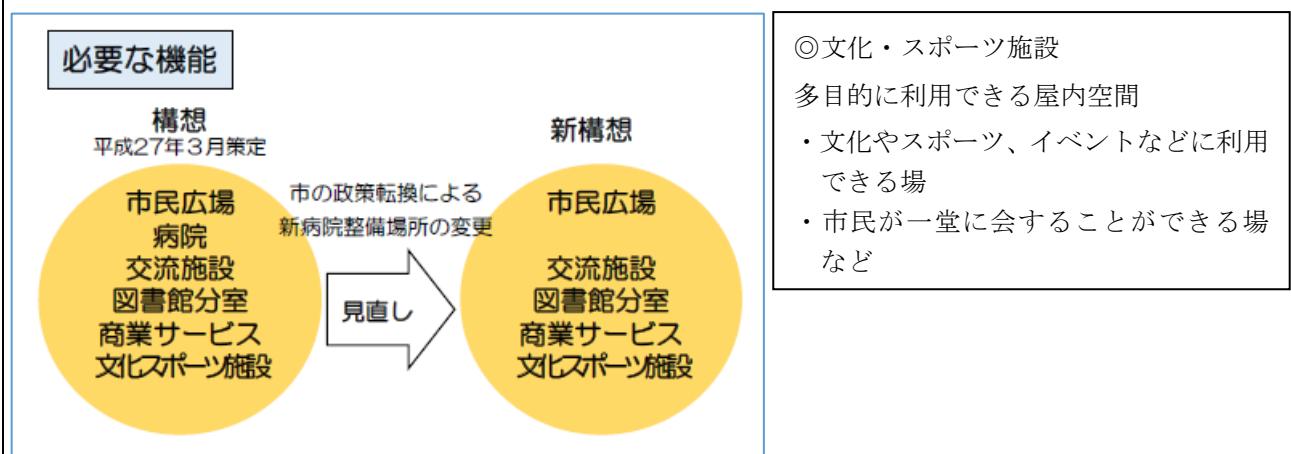
(2) 必要な機能

①機能の選別（市民活動拠点の整理）

対象区域において、交流を通じたにぎわいづくりのためには、多目的に利用できる空間、多世代ができる空間を目指すことが必要です。また、鉄道利用者の集客も期待できる整備が必要です。

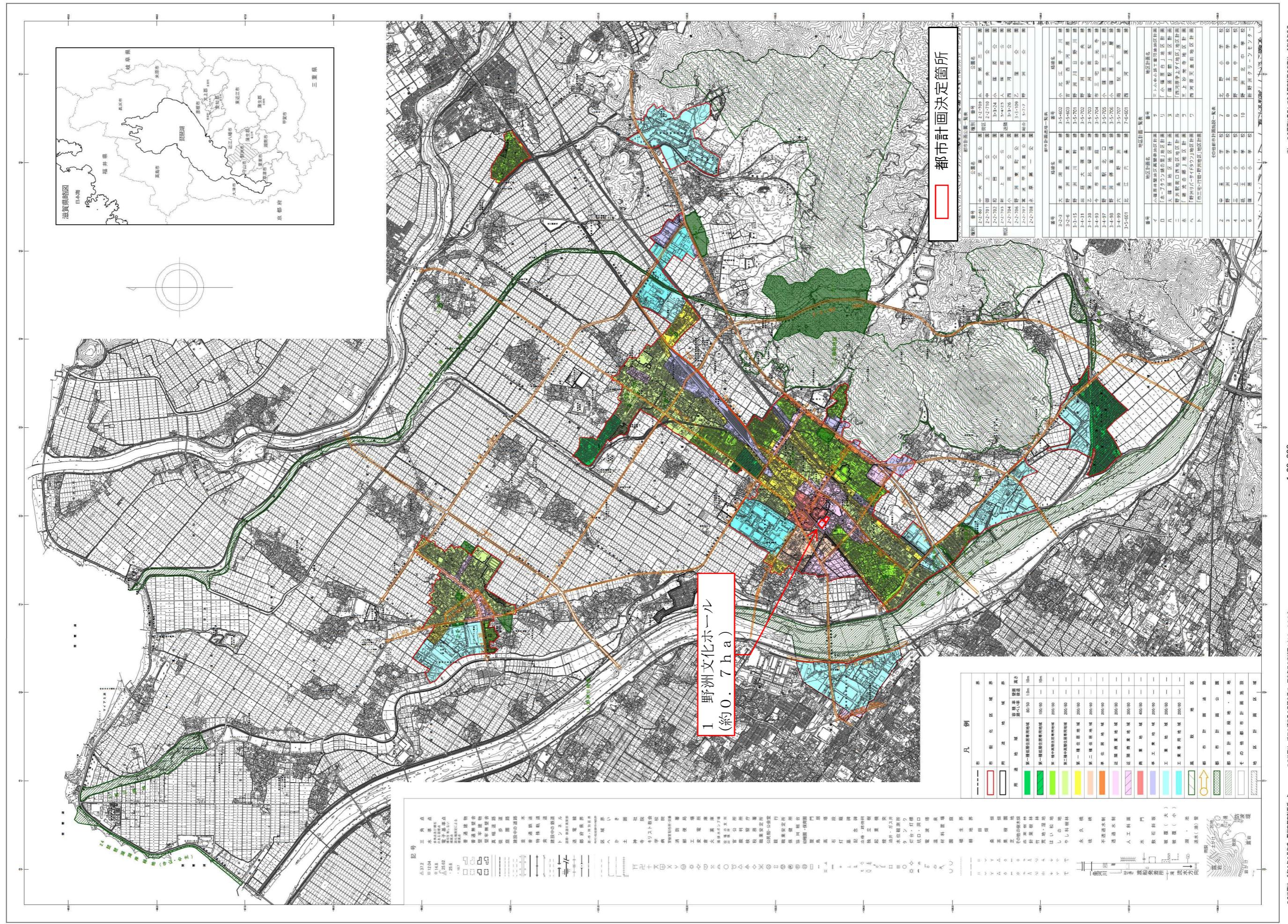
この考え方に基づき、野洲駅南口周辺整備に必要な機能について、市民広場を中心とした以下の6つにまとめました。

※令和5年度の構想検討委員会により、野洲駅南口周辺整備構想の見直しが確認され、必要な機能は病院を除く5つの機能となっている。



大津湖南都市計画圖（野洲市）

義括總



野洲市都市建設部都市計画課

卷之三

(白紙)

大津湖南都市計画教育文化施設の決定（野洲市決定）

都市計画教育文化施設を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	施設名			
1	野洲文化ホール	野洲市小篠原	約 0. 7 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

「別紙のとおり」

(案)

理由書

野洲市における文化施設は、平成16年の野洲町及び中主町の合併による市政施行以前から旧町単位で3施設が点在しており、平成31年3月に策定した「野洲市公共施設のあり方」（都市計画決定日現在、「野洲市公共施設等総合管理計画」に統合）において、これら3施設を集約する方向を決定した。

これを受け、令和5年度に市議会都市基盤整備特別委員会および市民懇談会を経た上で、市民からの施設存続の要望が極めて強く、また、市内外からのアクセス性が高いJR野洲駅近接地かつ立地適正化計画に定める都市機能誘導区域に位置する野洲文化ホールに機能を集約し、他の2施設（文化小劇場およびさざなみホール）は閉館することを決定した。

今後は集約化による機能の充実、バリアフリー化や設備更新を進めるなど、将来にわたり多くの市民が文化芸術に親しむことができる文化・芸術振興の拠点として整備していくべく、野洲文化ホールを都市計画施設として決定するものである。

大津湖南都市計画教育文化施設の決定に係る経緯及び今後の予定

事　項	時　期	備　考
滋賀県 下協議開始	令和 6 年 8 月	
野洲市都市計画審議会	令和 6 年 10 月 3 日	
滋賀県知事 事前協議開始	令和 6 年 10 月中旬～下旬 (回答までおおよそ 3 週間)	
滋賀県知事 事前協議回答	令和 6 年 11 月	
都市計画・計画案の縦覧	令和 6 年 12 月上旬～ 12 月中下旬 (縦覧期間：15 日間)	
野洲市都市計画審議会（諮問・答申）	令和 7 年 2 月上旬	
滋賀県知事 本協議開始	令和 7 年 2 月中旬 (回答までおおよそ 1 か月)	
滋賀県知事 本協議回答	滋賀県知事 本協議開始	
都市計画決定 告示（市）	令和 7 年 3 月	

大津湖南都市計画教育文化施設の都市計画決定後の予定

事　項	時　期	備　考
都市計画事業認可 滋賀県 下協議開始	令和 7 年 4 月	
都市計画事業認可 滋賀県 申請書提出	令和 7 年 月	
都市計画事業認可 滋賀県 告示	令和 7 年 月	